

証券コード 3944

/// 古林紙工株式会社

第95回 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2025年3月28日（金曜日）午前10時



場 所

大阪市中央区大手通三丁目1番12号

当社本店会議室

（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

**議
事
項**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	12
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告	40

株 主 各 位

大阪市中央区大手通三丁目1番12号

古林紙工株式会社

代表取締役会長兼社長 古林 敬碩

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第95回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.furubayashi-shiko.co.jp/_ir/press.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3944/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「古林紙工」または「コード」に当社証券コード「3944」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時
2 場 所 大阪市中央区大手通三丁目1番12号
当社本店会議室
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

**3 会議の目的事項
報告事項**

1. 第95期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」

※株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第 1 号議案 | 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、財務状況や今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1 株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は27,802,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年 3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2024年4月1日付で金剛運送株式会社を完全子会社化したことに伴い、現行定款第2条（目的）について、同社が行う事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～6. （条文省略） （新 設） （新 設） 7. 前各号に附帯する業務	（目 的） 第2条 （現行どおり） 1. ～6. （現行どおり） 7. 一般貨物自動車運送事業 8. 倉庫業 9. （現行どおり）

第3号議案 | 取締役6名選任の件

現任取締役6名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1 再任	ふる ばやし たか ひろ 古 林 敬 碩 (1942年9月26日生) 	1966年 3 月 当社入社 1982年 7 月 当社取締役 1986年 7 月 当社常務取締役 1994年 6 月 当社専務取締役 2000年 6 月 当社取締役副社長 2006年 4 月 当社代表取締役社長 2012年 6 月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2014年 6 月 当社社長執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長	72,900株
	取締役候補者とした理由 古林敬碩氏は、'82年に当社取締役に就任後、'06年4月から当社代表取締役、'12年からは代表取締役会長兼社長を務めており当社グループの中で培った豊富な経験・実績・見識を有しており、強いリーダーシップによる当社グループ経営の推進に適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
2 再任	ふる ばやし まさ たか 古 林 雅 敬 (1977年2月4日生) 	1999年4月 当社入社 2009年3月 当社開発本部長兼MD部長 2009年6月 当社取締役 2011年4月 当社設計計画部長 2013年11月 当社常務取締役 当社営業本部長 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 2015年6月 当社取締役 専務執行役員 2016年4月 当社取締役 副社長執行役員 (現任) 2017年7月 当社デザイン企画部長 2020年4月 当社品質保証部管掌 (現任) 2022年1月 当社生産本部長 (現任) 当社DX担当 (現任)	49,120株
	取締役候補者とした理由 古林雅敬氏は、'09年に当社取締役役に就任後、取締役 常務執行役員、取締役 専務執行役員、取締役 副社長執行役員等を務め研究開発部門、営業部門の責任者として豊富な経験・実績・見識を有しております。'22年からは生産本部長と合わせDX推進の責任者として業務改革を推進しております。当社の企業価値向上に適任であると判断して、同氏を引続き取締役候補者としております。		
3 再任	ふる ばやし よし たか 古 林 能 敬 (1978年6月21日生) 	2010年12月 弁護士登録 2011年1月 大船法律事務所 (現 弁護士法人プロフェッション) 入所 2013年11月 当社非常勤顧問 2014年6月 当社取締役 内部監査担当 (現任) 2016年1月 関内法律事務所入所 2019年6月 弁護士法人S Y 代表弁護士 (現) 2019年12月 当社法務担当 (現任)	26,200株
	取締役候補者とした理由 古林能敬氏は、'14年より当社取締役を務めており弁護士としての専門的な知識・経験を有し、当社グループの企業価値向上と活性化に努めてまいりましたことから、今後も、職務を適正に遂行することができるものと判断したため同氏を引続き取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
4 新 任	よね しま あきら 米島 明 (1968年1月4日生) 	1991年 4 月 当社入社 2016年 4 月 当社経理部長 2019年 6 月 当社執行役員（現任） 2021年 3 月 当社経営企画部長（現任） 2024年 7 月 当社国内グループ統括経理部長（現任）	900株
	取締役候補者とした理由 米島明氏は、長年にわたり当社並びに国内および海外子会社の経理業務に携わり、企業会計に関する豊富な経験と専門的な知識を有しております。また、事務手続きの改善にも関わり業務の効率化の推進に寄与してまいりました。当社財務・会計の強化に適任であると判断し、同氏を取締役候補者としております。		
5 再 任 社 外	ど て うち きよ つぐ 土堤内 清 嗣 (1949年10月18日生) 	1973年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 1998年 5 月 同行東京営業本部第二部長 2002年 1 月 UFJスタッフサービス株式会社（現 三菱UFJ人事サービス株式会社）代表取締役 2004年 4 月 株式会社ソフト99コーポレーション 入社 管理本部長兼人事企画室長 2004年 6 月 同社取締役 管理本部長兼人事企画室長 2005年 6 月 同社常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長兼人事企画室長 2008年 4 月 同社専務取締役 2010年 6 月 同社退任 2011年 6 月 当社社外監査役 2015年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 土堤内清嗣氏は、金融機関で培われた幅広い専門知識と会社役員としての豊かな経験を有されております。その幅広い見地から当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけることを期待し、同氏を引続き社外取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
6 再任 社外	なか にし よし まさ 中西克誠 (1942年9月29日生) 	1968年 4 月 浦賀重工業株式会社（現 住友重機械工業株式会 社）入社 1997年 4 月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現 サノヤスホ ールディングス株式会社）入社 1997年 6 月 同社取締役 1999年 4 月 同社常務取締役 2000年 4 月 同社代表取締役専務 2003年 6 月 同社代表取締役副社長 2007年 6 月 同社特別顧問 2008年 6 月 同社退任 2015年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 中西克誠氏は、長年にわたる会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有されております。その幅広い見地から 当社経営に対する的確な提言・助言を行っていただけることを期待し、同氏を引続き社外取締役候補者としておりま す。		

- (注) 1. 米島明氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、土堤内清嗣氏が9年9か月、当社の社外監査役であった期間4年と合わせて13年9か月、中西克誠氏が9年9か月となります。
6. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
8. ・土堤内清嗣氏は過去に当社の社外監査役でありました。中西克誠氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であった事実はありません。
- ・土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在または過去10年間に会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であった事実はありません。
- ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定または過去2年間に受けていた事実はありません。
- ・両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

【ご参考】 本定時株主総会終結後の各取締役のスキル・マトリックス

		企業経営	営業	D X	財務・会計	生産・技術	法務
1	古林 敬碩	●	●	●	●	●	●
2	古林 雅敬	●	●	●		●	
3	古林 能敬	●					●
4	米島 明	●			●		
5	土堤内 清嗣	●	●		●		
6	中西 克誠	●	●				

(注) 上記の一覧表は取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1	なか お あき ひこ 中尾 昭彦 (1957年4月8日生)	1980年3月 当社入社 1994年7月 ライニングコンテナ株式会社 出向 課長 1997年3月 当社経営推進室 主査 2002年12月 複合工業株式会社 出向 課長 2010年3月 当社経理部 主査 2017年4月 当社嘱託 (現任)	200株
補欠監査役候補者とした理由 中尾昭彦氏は、入社以来、当社および子会社の経理部門を担当し長年にわたり管理職として務められて豊富な知識と経験等を有しており、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を活かしていただけるものと判断しております。			
2	よし だ ゆき かず 吉田 之計 (1954年5月15日生)	1989年4月 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所 1993年4月 吉田之計法律事務所開設 2003年6月 当社社外監査役 2011年6月 当社社外監査役退任 2013年4月 大阪弁護士会副会長 2014年3月 大阪弁護士会副会長退任 2025年1月 ひなた法律事務所移籍 (現)	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 吉田之計氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有し、社外監査役に就任された場合にこれらの経験知識を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 補欠監査役の候補者のうち、中尾昭彦氏は監査役 桑田哲夫氏の補欠の監査役として、また吉田之計氏は、社外監査役 鈴木節男および吉村正機の両氏の補欠の社外監査役として選任いただくことをお願いするものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 吉田之計氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

-
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。中尾昭彦氏が監査役に就任することとなった場合、または吉田之計氏が社外監査役に就任することとなった場合には、両氏は当該保険契約の被保険者となります。
 5. 吉田之計氏が社外監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 吉田之計氏は過去に当社の社外監査役でありました。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調にはあるものの、物価上昇に賃金上昇が追いつかず個人消費は伸び悩みの状況で推移しました。加えて、国際情勢の不安定化や円安による原材料価格の上昇圧力、物流問題など先行きは依然として不透明な状況にあります。中国では厳しい雇用環境を背景に個人消費の低迷が懸念されます。

このような状況の中、当社グループでは、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」でお客様に信頼していただける受注活動を進めております。当社グループ一体でお客様への供給責任を果たすべく、各部門で従来からの課題の解決に取り組むとともに部門相互で連携を強化しております。お客様とは個別契約による取引内容の共有を進め、設定した基準を満たす製品を生産し、確実に納品するよう徹底しております。これに加え、設計をはじめとした付加価値を生み出すサービスについてお客様に評価していただける活動を市場に先駆けて進めております。

また、当社グループでは、E S Gを経営の根幹に据え、事業を通じて社会的課題の解決を図るよう努めております。単に利益を求めるのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追い求め、E S Gを重視した経営を実践することで、更なる企業価値の向上と持続的成長を目指しております。その中で、環境への取り組みとしては、包装業界の先駆者として、省資源・易廃棄などのパッケージを開発・促進し、再生利用による循環型社会に貢献するS D G s実践企業を目指して、環境方針を制定し行動しております。エネルギーと素材をより無駄なく製品化することで環境負荷を低減すべく、故紙の削減に努めております。持続可能な調達を推進するお客様の要求に応えるべく、環境に配慮したパッケージの設計を提案するとともに、森林認証紙の使用に積極的に関わっております。このほか、従業員の健康管理や安全衛生について日々情報を収集し、全社で共有しております。特に感染症に対しては、すべてのステークホルダーへの安全安心を最優先に、従業員とその家族へ感染対策の指導、職場の環境衛生対策、時差出勤など、現状に合わせて人への安全確保を第一とした各種感染症拡大防止策の励行を徹底しております。

なお、運送業務や倉庫管理業務など物流事業者のノウハウを活かして、当社グループの企業価値向上につなげることを目的として2024年4月に金剛運送株式会社の株式を追加取得し、子会社といたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

売上高			営業利益		
第94期 2023年12月期	前年同期比 1.1%増	第95期 2024年12月期	第94期 2023年12月期	前年同期比 67.9%減	第95期 2024年12月期
17,911百万円		18,102百万円	590百万円		189百万円
経常利益			親会社株主に帰属する当期純利益		
第94期 2023年12月期	前年同期比 44.7%減	第95期 2024年12月期	第94期 2023年12月期	前年同期比 43.5%減	第95期 2024年12月期
697百万円		386百万円	439百万円		248百万円

部門別の営業の概況は、次のとおりであります。

〈印刷紙器部門〉

当部門は当社グループの主力部門で、菓子、食品、石鹼洗剤、日用雑貨品等の消費財用カートンが含まれておりますが、その売上高は165億8千2百万円となりました。これは、前年同期比1.6%増であります。

〈プラスチック包材部門〉

当部門には、複合成型容器およびフィルム包材が含まれておりますが、その売上高は13億5千8百万円となりました。これは、前年同期比6.5%減であります。

〈その他の部門〉

当部門には、内容物を自動包装する包装システム機械およびその他の諸売上が含まれておりますが、その売上高は1億6千2百万円であります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度は、当社グループの所要資金のために、金融機関からの長期借入により13億円の資金調達を行い、長期借入金およそ8億円の返済を行いました。

② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資はおよそ10億円で、その主なものは、グループ各社印刷紙器製造設備であります。

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 92 期 2021.1.1～ 2021.12.31	第 93 期 2022.1.1～ 2022.12.31	第 94 期 2023.1.1～ 2023.12.31	第 95 期 2024.1.1～ 2024.12.31
売 上 高	16,147,085	17,058,682	17,911,336	18,101,971
親会社株主に帰属する当期純利益	135,966	330,701	439,289	248,316
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	123円25銭	299円69銭	396円95銭	222円81銭
総 資 産	17,007,207	17,014,131	19,014,927	20,652,182
純 資 産	8,430,165	8,577,279	9,449,685	10,241,784

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しており、第93期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、E S Gを経営の根幹に据え、事業を通じて社会的課題の解決を図るよう努めてまいります。単に利益を求めるのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追い求め、E S Gを重視した経営を実践することで、更なる企業価値の向上と持続的成長を目指して、以下の課題に取り組んでまいります。

① 受注活動

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、従来の形態から大きく変化を続けております。市場の動きをどのように認識し、受注につながる提案をするかが課題となっております。これを克服するため、今後伸ばしていくターゲット市場を明確化するとともに、行動計画をベースにした活動を目指してまいります。

受注活動では、営業部門は企画開発力および提案力を強化するべく組織を見直し、お客様のニーズと要求品質に関わる情報の入手と提案に注力してまいります。設計技術部門は生産・品質の最適性を設計してまいります。製造技術部門は品質、供給責任、コストの運営管理を行ってまいります。営業・技術部門が協力してお客様の要求される品質を設計してまいります。原材料価格などが高騰している中、お客様とは個別契約で取引を明確にし、このモノづくりに係る対価と設計をはじめとしたコトに係る付加価値についてお客様に評価いただけるよう市場に先駆けて進めてまいります。

営業部門と技術部門が協力して設計したものを購買・生産部門は最適な生産プロセスに沿って、全社一体となってお客様と締結した個別契約の要求基準を満たした製品を生産してまいります。工場・拠点においては、お客様の満足度を高めるべく、現場の防虫対策をハード面で一層進めて衛生的な製品を生産し、品質については品質保証部門がお客様との折衝を密にして要求品質を把握して行動に移し、顧客ニーズを余さず受け取ることで対応してまいります。でき上がった製品は決められた納期、数量での確実な納品を徹底してお客様に評価いただけるよう進めてまいります。

② 生産体制

製造スキルの向上については、製造技術部門において、さまざまな分野から高いレベルの技術・知識を吸収して社内に移植してまいります。生産能力の増強に向けて生産体制の刷新を伴う設備投資を進めております。製造・販売・管理部門間のコミュニケーションを密にし、人員の配置、各設備の最大キャパシティで稼働できる体制に整備してまいります。

管理業務に関しては、生産情報をリアルタイムに把握し、ロスを見える化することで改善活動に素早く着手できる環境づくりを進めてまいります。

今後、生産量の増加と生産環境の改善を見据えて、プラント技術部門が主導して、工場・拠点の強化を進めてまいります。工場・拠点を体系的に結合させ、スマートファクトリー化を構築してまいります。

③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループはコンプライアンスの徹底を最重要課題と位置付けており、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。経営監視機能としては独立性の高い社外取締役2名と社外監査役2名(弁護士、公認会計士各1名)を独立役員として選任しております。弁護士資格を有した社内取締役を選任し、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化を図っております。

④ 人財（人材）の育成

事業の継続的発展には人財の確保と成長が課題であり、人財育成、多能工化、社内環境整備を進めております。「変化対応力」を備えた次世代経営幹部の育成に向けて各拠点に配置を行い、職務の執行に責任を持たせることで経営者マインドを育成してまいります。これにより、いかなる状況にも対応でき得る経営基盤を築いてまいります。

また、当社グループは従来から男性従業員の多い状況にありました。これを打開し、男女関係なく働ける職場づくりを推進し、女性従業員を増やす取組みを進めております。特に営業部門での女性従業員の比率の向上を目指し、30%超となっております。さらに管理者への育成に向けて内部教育と環境づくりを進めてまいります。

評価および登用については、年功序列型からジョブ型の報酬への移行、国籍・性別・年齢・入社形態を意識しない管理職への登用を含めた人事などを柔軟に取り入れたものに変革を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容

印刷紙器	商品包装用紙器、贈答用進物函等の製造、販売
プラスチック包材	樹脂フィルム・金属箔等を素材とする包材、合成樹脂等による複合成型容器の製造、販売
その他	包装システム機械の輸出入ならびに製造、販売

(6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

- ① 当社の主要な事業所
- イ 本社 大阪市
 - ロ 営業所 東京（東京都中央区）、大阪（大阪市）、和歌山（和歌山市）、名古屋（愛知県犬山市）
 - ハ 工場 戸塚（横浜市）、藤井寺（大阪府藤井寺市）、滝野（兵庫県加東市）、和歌山（和歌山市）
- ② 子会社
- 複合工業株式会社（愛知県犬山市）、ライニングコンテナ株式会社（茨城県猿島郡）、金剛運送株式会社（横浜市）、上海古林国際印務有限公司（中国上海市）、古林包装材料製造（上海）有限公司（中国上海市）、台湾古林股份有限公司（台湾新北市）
- （注）当社は、2024年4月1日付で持分法非適用関連会社であった金剛運送株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

③ 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
548名	6名増

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
複 合 工 業 株 式 会 社	75,000千円	100.0%	印刷、加工紙の製造・販売
ライニングコンテナ株式会社	100,000千円	100.0	容器関連の製造・販売
金 剛 運 送 株 式 会 社	25,000千円	100.0	貨物の運送
台 湾 古 林 股 份 有 限 公 司	20,000千台湾ドル	80.0	印刷紙器関連の製造・販売
上 海 古 林 国 際 印 務 有 限 公 司	58,050千人民元	60.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林包装材料製造（上海）有限公司	2,070千人民元	100.0	印刷紙器関連の製造・販売

(注) 当社は、2024年4月1日付で持分法非適用関連会社であった金剛運送株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

(8) 主要な借入先

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,180,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,155,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	656,250

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,776,820株
- (3) 株主数 921名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社アダチメディカルレンタルリース	86千株	7.75%
古 林 敬 碩	73	6.56
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	60	5.40
古 林 雅 敬	49	4.42
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	42	3.78
古 林 昭 子	38	3.43
古 林 能 敬	26	2.36
今 年 明	24	2.13
秦 豪 州	24	2.13
古 林 紙 工 社 員 持 株 会	23	2.04

(注) 1. 当社は、自己株式（664,736株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役4名（社外取締役を除く。）に対し、13,200株です。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2015年6月26日	
新株予約権の数		6個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	600株 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり	166,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,000円 10円)
権利行使期間		2015年7月18日から 2025年7月17日まで	
行使の条件		(1) 新株予約権者は、下記(2)の場合を除き、新株予約権の割当日の翌日から3年間の期間は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した場合に限り、(1)の規定にかかわらず、地位喪失の日の翌日から上記新株予約権の行使期間の満了日まで新株予約権を行使できるものとする。	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	6個 600株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 社 長 執 行 役 員	古 林 敬 碩	複合工業株式会社代表取締役 ライニングコンテナ株式会社代表取締役 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司董事長
取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	古 林 雅 敬	生産本部長 品質保証部管掌 DX 担当
取 締 役	古 林 能 敬	内部監査担当 兼 法務担当 弁護士
取 締 役 執 行 役 員	大 石 勉	技術本部長
取 締 役	土 堤 内 清 嗣	
取 締 役	中 西 克 誠	
監 査 役（常勤）	桑 田 哲 夫	
監 査 役	鈴 木 節 男	弁護士
監 査 役	吉 村 正 機	公認会計士

- (注) 1. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木節男および吉村正機の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠、監査役 鈴木節男および吉村正機の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 鈴木節男氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有されております。
5. 監査役 吉村正機氏は公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識・経験と企業経営者としての豊富な経験・見識を有されております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	210,068 (7,200)	154,188 (7,200)	28,917 (-)	26,963 (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	222,068 (13,200)	166,188 (13,200)	28,917 (-)	26,963 (-)	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表の非金銭報酬等の総額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る指標は連結EBITDAであり、設備投資に伴う減価償却費や支払利息に左右されない、持続的な成長を目指す観点から当社グループの業績の状況を示す指標として構成しております。業績連動報酬等の額の決定方法は、連結EBITDAに基準率をかけた数を総合的に勘案し決定しております。当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標は1,020百万円、実績は1,158百万円となりました。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2013年6月27日であり、取締役の報酬額は年額300百万円以内としております。合わせて監査役の報酬額は年額方式に変更し、年額50百万円以内としております。取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。当該株主総会終結時点の員数は取締役7名、監査役3名であります。

また、社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して、2020年3月27日開催の第90回定時株主総会の承認を得て、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬額は上記の報酬限度額とは別枠とし、年額60百万円以内としております。対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行または処分される普通株式の総数は年20千株以内としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ 基本方針

当社の役員の報酬等については、株主総会で決議された年間報酬額の範囲内で、貢献度や業績評価を基準として総合的に勘案して決定しております。当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。固定報酬は担当職務の貢献度を基に、業績連動報酬は業績評価を基に、総合的に勘案して決定することとしております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。割当ての際の条件等は「④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。

ハ 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬および業績連動報酬等は月例の固定報酬とし、非金銭報酬等は株主総会決議をもって事業年度終了後2か月以内に年1回支給いたします。

二 報酬等の決定の委任に関する方針

取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に係る事項について審議し、答申いたします。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長兼社長古林敬碩氏に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分		氏 名		出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	土 堤 内 清 嗣	当事業年度に開催された18回の取締役会すべてに出席し、金融機関で培われた幅広い専門知識と会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の期待に対して意見表明を行っております。
取	締	役	中 西 克 誠	当事業年度に開催された18回の取締役会すべてに出席し、会社役員としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の期待に対して意見表明を行っております。
監	査	役	鈴 木 節 男	当事業年度に開催された18回の取締役会すべてに、また、12回の監査役会すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監	査	役	吉 村 正 機	当事業年度に開催された18回の取締役会すべてに、また、12回の監査役会すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地と企業経営者としての豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 ネクサス監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社2社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。
 - ② 当社の取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、当社の執行役員総務部長をその責任者とする。
 - ③ 当社およびグループ会社における法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。
 - ④ 当社およびグループ会社では、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社およびグループ会社は、取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社およびグループ会社の損失の危険を管理するため、当社の取締役会の下に委員会としてISO（品質・環境）実施委員会やJ-SOX推進委員会等を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。
 - ② 当社およびグループ会社では、各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社の各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。当社およびグループ会社の各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社およびグループ会社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ② 当社およびグループ会社の経営方針および経営戦略に係る策定・承認・執行報告について、取締役会で議論を行い、相互牽制を行う。
 - ③ 当社およびグループ会社では、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。
 - ④ 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めた内部統制体制を共有し、当社の内部監査室が主体となり遵守状況の報告および内部監査の実施による指導体制の構築に努める。
 - ② 当社およびグループ会社においては業務の適正を確保するべく、当社の内部監査室が主体となり遵守状況の報告、内部監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。
 - ③ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社およびグループ会社は、財務報告に係る内部統制に対応するため、金融商品取引法に基づいた全社的な内部統制および業務プロセスに係る内部統制等を整備しております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助する使用人を求めた場合、監査役室に必要な人員を配置する。
 - ② 任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

-
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役室の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ②前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。
- (9) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ②当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ会社の取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告する。
 - ③当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。
 - ②当社およびグループ会社の代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・コンプライアンス・マニュアルに基づき、平素より当社およびグループ会社の取締役および使用人に周知徹底を図っております。
 - ・3か月ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況を確認しております。
 - ・法令上疑義のある行為について、内部通報規定に基づき、社内については事業所コンプライアンス担当者またはコンプライアンス事務局、社外については久保井総合法律事務所で通報を受け、対応できる体制をとっております。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
 - ・情報管理規定や文書管理規定等に基づき、適切に保管・管理しております。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
 - ・ISOやJ-SOXの中で規定を設け、それに則って管理をしております。
 - ・損失の危険に対しては、月1回開催する執行役員会や各委員会で適宜報告、議論を行っております。
- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - ・取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。
 - ・取締役会では経営方針および経営戦略に係る事項について議論し、策定・承認を行い、執行報告を受け相互牽制を行っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ・当社の内部監査室が内部監査を計画的に実施し、その結果を取締役に報告しております。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
 - ・内部監査室による内部監査の手続きを経て、財務報告に係る内部監査担当役員のもと有効性に関する評価を実施し、その結果を取締役に報告しております。

-
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
- ・ 監査役の求めに応じ、直接指示された使用人が監査役の職務を補助しております。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況
- ・ 監査役の職務を補助する際には、監査役の指揮命令に従っております。
- (9) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役会の定めるところに従って、随時報告を行っております。
 - ・ 報告した者への取扱いは、内部通報規定の中で規定し、通報したことを理由とした報復行為から保護しております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
- ・ 監査役が職務の執行のために生ずる費用については、速やかに処理しております。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役は、取締役会をはじめとした重要な経営会議に参加し、必要があるときは意見を述べております。
 - ・ 監査役は、内部監査室と随時連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務を遂行しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策としております。

Ⅲ. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、上記Ⅰ. の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、2008年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみみなさまのご意思によっては廃止も可能であることから、株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることになり、株主のみみなさまのご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,352,430	流 動 負 債	8,025,384
現 金 及 び 預 金	2,078,312	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,647,144
受 取 手 形	206,089	短 期 借 入 金	1,230,000
売 掛 金	5,373,312	一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	785,656
棚 卸 資 産	1,458,528	リ ー ス 債 務	9,175
そ の 他	237,544	未 払 法 人 税 等	59,740
貸 倒 引 当 金	△1,356	未 払 金	650,231
固 定 資 産	11,299,753	賞 与 引 当 金	51,340
有 形 固 定 資 産	5,472,960	そ の 他	592,097
建 物 及 び 構 築 物	731,744	固 定 負 債	2,385,014
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,756,933	長 期 借 入 金	1,588,566
土 地	1,827,487	リ ー ス 債 務	24,128
リ ー ス 資 産	27,903	繰 延 税 金 負 債	575,952
建 設 仮 勘 定	48,390	退 職 給 付 に 係 る 負 債	93,163
そ の 他	80,504	資 産 除 去 債 務	2,820
無 形 固 定 資 産	144,271	そ の 他	100,385
投 資 そ の 他 の 資 産	5,682,522	負 債 合 計	10,410,398
投 資 有 価 証 券	4,658,476	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 出 資 金	223,939	株 主 資 本	6,699,572
退 職 給 付 に 係 る 資 産	378,613	資 本 金	2,151,240
繰 延 税 金 資 産	14,311	資 本 剰 余 金	1,435,130
そ の 他	407,327	利 益 剰 余 金	4,050,235
貸 倒 引 当 金	△145	自 己 株 式	△937,033
資 産 合 計	20,652,182	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,680,331
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,993,758
		為 替 換 算 調 整 勘 定	588,624
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	97,949
		新 株 予 約 権	996
		非 支 配 株 主 持 分	860,885
		純 資 産 合 計	10,241,784
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,652,182

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		18,101,971
売 上 原 価		15,440,964
売 上 総 利 益		2,661,007
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,471,846
営 業 利 益		189,162
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,712	
受 取 配 当 金	120,493	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	104,273	
そ の 他	81,094	317,572
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,944	
そ の 他	95,005	120,948
経 常 利 益		385,786
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	72,735	
段 階 取 得 に 係 る 差 益	1,564	
負 の の れ ん 発 生 益	34,560	108,858
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	63,709	63,709
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		430,936
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	108,850	
法 人 税 等 調 整 額	28,203	137,053
当 期 純 利 益		293,882
非支配株主に帰属する当期純利益		45,566
親会社株主に帰属する当期純利益		248,316

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当連結会計年度期首残高	2,151,240	1,424,202	3,865,569	△933,246	6,507,765
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△55,768		△55,768
従業員奨励及び福利基金			△7,883		△7,883
親会社株主に帰属する 当期純利益			248,316		248,316
連結範囲の変動に伴う 自己株式の増減		1,160		△5,718	△4,558
自己株式の取得				△18,533	△18,533
自己株式の処分		9,768		20,464	30,231
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	10,928	184,666	△3,787	191,807
当連結会計年度末残高	2,151,240	1,435,130	4,050,235	△937,033	6,699,572

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	非 支 配 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,676,146	454,048	32,634	2,162,829	996	778,095	9,449,685
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△55,768
従業員奨励及び福利基金							△7,883
親会社株主に帰属する 当期純利益							248,316
連結範囲の変動に伴う 自己株式の増減							△4,558
自己株式の取得							△18,533
自己株式の処分							30,231
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	317,612	134,576	65,315	517,503	－	82,790	600,293
当連結会計年度変動額合計	317,612	134,576	65,315	517,503	－	82,790	792,100
当連結会計年度末残高	1,993,758	588,624	97,949	2,680,331	996	860,885	10,241,784

■ 計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,939,730	流 動 負 債	7,163,762
現 金 ・ 預 金	828,737	買 掛 金	4,175,092
受 取 手 形	170,097	短 期 借 入 金	1,230,000
売 掛 金	4,751,775	一年以内返済予定長期借入金	775,000
製 品 ・ 商 品	455,663	リ ー ス 債 務	5,481
材 料 ・ 貯 蔵 品	139,508	未 払 金	529,241
仕 掛 品	170,515	未 払 費 用	136,830
そ の 他	424,587	未 払 法 人 税 等	24,400
貸 倒 引 当 金	△1,153	賞 与 引 当 金	42,000
固 定 資 産	10,315,597	そ の 他	245,718
有 形 固 定 資 産	3,786,109	固 定 負 債	2,273,579
建 物	325,871	長 期 借 入 金	1,508,750
構 築 物	10,632	リ ー ス 債 務	10,276
機 械 装 置	1,728,800	繰 延 税 金 負 債	663,267
車 両 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	2,820
工 具 器 具 備 品	56,672	繰 延 税 金 負 債	88,466
土 地	1,603,475	負 債 合 計	9,437,341
リ ー ス 資 産	12,269	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	48,390	株 主 資 本	5,823,231
無 形 固 定 資 産	81,850	資 本 金	2,151,240
投 資 そ の 他 の 資 産	6,447,638	資 本 剰 余 金	1,433,970
投 資 有 価 証 券	4,658,476	資 本 準 備 金	380,994
関 係 会 社 株 式	336,957	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,052,976
関 係 会 社 出 資 金	872,614	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,000,000
前 払 年 金 費 用	237,516	自 己 株 式 処 分 差 益	52,976
そ の 他	342,074	利 益 剰 余 金	3,171,642
資 産 合 計	17,255,326	利 益 準 備 金	244,661
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,926,981
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,926,981
		自 己 株 式	△933,621
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,993,758
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,993,758
		新 株 予 約 権	996
		純 資 産 合 計	7,817,985
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,255,326

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		13,780,222
売 上 原 価		12,505,210
売 上 総 利 益		1,275,012
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,449,572
営 業 損 失		174,561
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	328,007	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	104,273	
そ の 他	69,605	501,884
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,475	
そ の 他	87,320	114,795
経 常 利 益		212,529
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	72,735	72,735
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	63,709	63,709
税 引 前 当 期 純 利 益		221,555
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,470	
法 人 税 等 調 整 額	7,230	44,700
当 期 純 利 益		176,855

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自 株 己 式	株 資 合 主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
			そ の 他 資 本 剰 余 金	自 己 株 式 処 分 益			繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,151,240	380,994	1,000,000	43,209	1,424,202	244,661	2,805,894	3,050,555	△933,246	5,692,752
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△55,768	△55,768		△55,768
当 期 純 利 益							176,855	176,855		176,855
自己株式の取得									△20,839	△20,839
自己株式の処分				9,768	9,768				20,464	30,231
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	9,768	9,768	－	121,087	121,087	△375	130,480
当 期 末 残 高	2,151,240	380,994	1,000,000	52,976	1,433,970	244,661	2,926,981	3,171,642	△933,621	5,823,231

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,676,146	1,676,146	996	7,369,894
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△55,768
当 期 純 利 益				176,855
自己株式の取得				△20,839
自己株式の処分				30,231
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	317,612	317,612	－	317,612
当 期 変 動 額 合 計	317,612	317,612	－	448,092
当 期 末 残 高	1,993,758	1,993,758	996	7,817,985

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

古 林 紙 工 株 式 会 社
取締役会 御中

2025年2月6日

ネクスス監査法人
大阪府大阪市

代 表 社 員 公認会計士 長 野 秀 則
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 小 関 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古林紙工株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

古 林 紙 工 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2025年2月6日

ネクスス監査法人
大阪府大阪市

代 表 社 員 公 認 会 計 士 長 野 秀 則
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 関 亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古林紙工株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月7日

古林紙工株式会社 監査役会

常勤監査役 桑 田 哲 夫 ㊞

社外監査役 鈴 木 節 男 ㊞

社外監査役 吉 村 正 機 ㊞

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区大手通三丁目1番12号

当社本店会議室



※株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。